

全国消費実態調査規則の一部を改正する省令案について

1 背景

全国消費実態調査（以下、「本調査」という。）は、統計法（昭和 22 年法律第 18 号）に基づく指定統計調査（指定統計第 97 号を作成するための調査）として、全国消費実態調査規則（昭和 59 年総理府令第 23 号）の定めるところにより、全国及び地域別の世帯の所得分布、消費の水準及び構造等に関する基礎資料を得ることを目的として、昭和 34 年の第 1 回調査以来 5 年ごとに実施している。

本調査を平成 21 年に実施するに当たり、統計法施行令（平成 20 年政令第 334 号）の一部改正（平成 21 年 4 月施行予定）により調査票の配布・収集等に関する事務の一部については市町村長が民間事業者に委託して行うことが可能になること、また、調査における報告方法の多様化の確保及び国民の利便性の向上を図る観点から一部の世帯においてインターネットを用いて回答を行うことを可能にする必要があることから、所要の規定の整備を行うものである。

2 改正内容

（1）全国消費実態調査規則の一部改正

ア 甲調査の統計調査員の設置に関する報告規定の追加

市町村長が甲調査の統計調査員を設置する場合は、当該統計調査員の氏名等を都道府県知事に報告すること並びに報告を受けた都道府県知事はその旨及びその内容を総務大臣に報告することとする旨の規定を追加する。

イ 甲調査の統計調査員等に関する事務に関する報告規定の追加

都道府県知事が甲調査の統計調査員等に関する事務を市町村長に処理させることとした場合は、その旨を総務大臣に報告することとする旨の規定を追加する。

ウ 委託に関する報告規定の追加

市町村長が甲調査の調査票の配布・収集等の事務を民間事業者に委託して行うこととした場合は、その旨及び当該民間事業者を使用される者の氏名等を都道府県知事に報告すること並びに報告を受けた都道府県知事はその旨及びその内容を総務大臣に報告することとする旨の規定を追加する。

エ 民間事業者による甲調査の実施のための規定の追加

市町村長による民間事業者への事務の委託に対応するため、「調査の方法及び期間」及び「報告の義務及び方法」に係る規定について、所要の整理等を行う。

オ 乙調査の特例規定の追加

平成 21 年の乙調査では家計調査の調査票情報を活用する旨の規定を追加する。

（2）全国消費実態調査規則の一部を改正する総理府令の改正

全国消費実態調査規則の一部改正に伴う所要の規定の整理を行う（附則で改正）。

（3）総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正

甲調査の調査世帯においてインターネットを用いて回答を行うことを可能とするため、総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律

施行規則（平成 15 年総務省令第 48 号）別表に当該手続を規定する（附則で改正）。

3 施行期日

平成 21 年 4 月 1 日（予定）